**補助事業計画上の留意点**

**１　補助金額の算出方法**

（１）次の表の第１欄に定める基準額と、第２欄に定める対象経費の実支出額を施設ごと

に比較して少ない方の額を選定する。

（２）（１）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た金額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| １　基準額 | ２　対象経費 |
| 《スプリンクラーを新設する場合》  当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は（1）、（2）に限り1施設当たり2,460千円を加算する。  （1）通常型スプリンクラー  対象面積１㎡当たり基準単価 　　24千円  （2）水道連結型スプリンクラー  対象面積１㎡当たり基準単価 23千円  （3）パッケージ型自動消火設備  対象面積１㎡当たリ基準単価 28千円  （4）消防法施行令第32条適用設備  対象面積１㎡当たり基準単価 27千円 | スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費 |
| 《自動火災報知設備を新設する場合》  **※別紙参照**  １施設当たり1,279千円 | 自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費 |

補助対象面積について

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業における「対象面積」は、「スプリンクラー設備等を設置する居室等の面積（スプリンクラー設備等の一部として設ける補助散水栓等の散水範囲を含む）」であり、「スプリンクラー設備等を設置する居室等」とは、「スプリンクラーヘッドが設けられている居室等を指し、スプリンクラーヘッドがない、又は配管のみを設ける廊下等は、上記補助散水栓等の散水範囲に含まれない場合は該当しない」ものです。

また、施設の一部に住宅、介護保険施設等の医療施設以外の部分がある場合は、当該部分は対象面積に含みません。

　また、以下についてご留意ください。

※　補助対象となるのは、スプリンクラーを設置する部分のうち、事業計画書提出時点の保健所の開設許可等を受けた医療施設として機能しているところであり、ナースステーション、受付、事務室等を含みます。

※　消防法施行令では、手術室、人工血液透析室、内視鏡検査室、ＩＣＵ、浴室、便所、階段、エレベーター、Ｘ線撮影室等放射線を使用する室などについては、スプリンクラー設備の設置を義務付けていませんが、その部屋全体が、補助散水栓等の散水範囲に含まれる場合のみ、当該面積を補助対象面積に含めることはできます。

* 補助対象面積の算定方法は、小数点第一位を四捨五入し、整数で求めたものです。

**２　留意点**

（１）事業について

・今回の事業計画書の提出により、補助金の交付が確約されるものではありません。補助金の

　交付先として選定された事業者には補助金の内示について通知します。

　・**内示の通知後の交付決定前に、工事を着工する場合は、県の許可が必要となっておりますので、工事を着工する前に申請書を必ず提出してください。**（申請様式は内示通知と併せて送付します）。また、今回の内示は７～８月頃の予定です。

・補助事業により取得又は効果の増加した不動産及びその従物については、竣工し引渡しを受けた翌日から８年間は、国の承認を受けずに当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならないことになっています。

このため、事業計画書提出後に無床化する場合、病床を介護医療院へ転換する場合、事業を譲渡する場合等の処分（以下「財産処分」という。）を行う場合には、あらかじめ、国から財産処分を行うことについて承認を受ける必要があります。

なお、国の承認を受けずに財産処分を行った場合や有償での譲渡、国が変更を認めていない用途で使用する場合などは、補助金の返還等が生じますので留意してください。

　・補助対象事業は新設するものが対象であり、**更新や修繕は対象にはなりません。**

　・連動していない既設の自動火災報知設備と既設の火災通報装置とを、連動させることのみを目的に行う工事費は、補助の対象にはなりません。

・申請書類は、平成２８年４月に改正公布された消防法施行令をよく踏まえたうえで作成することとし、疑問があれば所轄の消防署にお尋ねいただくようお願いします。また、**正当な理由なく安易な取り下げ等を行わないよう、関係者各所と十分な協議を経た上で提出してください。**

・開設者が他者より施設を賃貸して診療所等の運営を行っている場合でも補助金の申請は可能

ですが、スプリンクラー等の補助対象設備は、建物所有者ではなく補助事業者の所有とすることが条件となります。また、補助を受けて得た財産の処分を行う際には返還等の手続きが必要になるので、建物の所有者とは十分に協議を行うことが必要です。

・事業計画書提出や補助申請の際に報告する工事費用には業者への振込手数料等雑費は含みません。

・事業計画書提出時点や補助申請時点から、実際に使用する機器が減少した等により工事費用が通常減額する場合であるにもかかわらず、工事費用を補助金額に合わせるために、正当な理由なく工事費用を減額しないことは認められませんのでご留意ください。

（２）提出書類について

　・「**事業計画書**」はPDF化せずに、**Excel様式**でご提出ください。

　・「整備図面」と「見積書」は、補助区分（スプリンクラー、自動火災報知設備）ごとに分

けて提出してください。

　・**「整備図面」は、保健所に提出している開設許可申請書等に添付する図面と一致させてください。**スプリンクラー整備面積に該当する部分を色線で囲む等により整備面積部分が判別できるようにしてください。また、余白等には整備面積の積算表を記入してください。

（**手術室、人工透析室、検査室、便所、浴室、階段、エレベーター部分等について、スプリ**

**ンクラーを設置せず、補助散水栓の散水範囲外である場合、当該部分は補助対象外です。**）

　　・「見積書」は、必ず**税込額**が表示されたものとし、少なくとも２社分を提出してください。

・複数棟の補助を申請する場合、「見積書」は施設でまとめずに棟ごとに提出してください。

　（棟ごとの工事金額が記載された別々の「見積書」が必要になります。）

・「見積書」は現段階では概算見積でも構いませんが費用の内訳が分かるようにしてください。

別紙

自動火災報知設備について

自動火災報知設備については、平成３０年３月３１日をもって、経過措置期限となり、平成３０年度から設置が義務付けられているところです。

　しかしながら、国の来年度以降の交付要綱（案）には、補助メニューとして残っています。その背景は、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」の取扱いによるものです。

　「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成２７年３月２７日付消防よ第１３０号通知）により、通知４（２）に該当する場合、自動火災報知設備を設置しなくてもよいとの判断が示されていることから、**新たに設置する場合（住宅用防災警報器からの更新）**の際は、補助が認められます。

以下、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」抜粋です。

〈抜粋〉

４自動火災報知設備の設置基準関係（令第２１条関係）

（２）令第２１条第１項第１号に掲げる防火対象物のうち、令別表第１（５）項イ並びに（６）項イ及びハに掲げる防火対象物で、次のアからウまでのすべてに適合するものにあっては、令第３２条を適用して、自動火災報知設備を設置しないことを認めて差支えないものであること。

ア 延べ面積が３００㎡未満のものであること。

イ 改正政令の施行の際に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防用に供する設備等に関する省令（平成２０年総務省令第１５６号）第３条第２項第２号イ及びロに規定する部分全てに、現に住宅用防災警報器（連動型であり、かつ、規則第２３条第４項第１号ニに掲げる場所を除き煙式であるものに限る。）が設置されているものであること。

ウ 現に設置されている住宅用防災警報器は、交換期限（自動試験機能付きのものについては、機能の異常が表示されるまでの期間と製造年から１０年間のいずれか短い期間とする。）を超えていないものであること。

※防火対象物のうち医療施設は、（６）項イに該当します。

**自動火災報知設備の補助を希望される医療施設につきましては、所轄の消防とご相談、別添要件確認チェックリストで補助対象となるかご確認いただいた上で、事業計画をご提出ください。**

**自動火災報知設備設置要件チェックリスト**

**・延べ面積が３００㎡未満である。**

**医療施設チェック欄　□　　　所轄消防チェック欄　□**

**・省令に規定される部分に現に住宅用防災警報装器が設置されている。**

**医療施設チェック欄　□　　　所轄消防チェック欄　□**

**・現に設置されている住宅用防災警報器は、交換期限を超えていない。**

**医療施設チェック欄　□　　　所轄消防チェック欄　□**

**※自動火災報知設備の補助を希望される場合は、本チェックシート添付の上、事業計画書をご提出ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **医療機関署名欄** | **消防署署名欄** |
|  |  |